

令和9年度 放課後児童クラブの入所登録申請について

■入所登録申請について

入所申請書と就労証明書を下記窓口へ提出してください。

継続利用の方も毎年申請が必要です。

申請受付 11月2日（月）から11月30日（月）まで申請を受け付けます。

※八坂・美麻児童クラブは、2月26日（金）まで受け付けます。

申請窓口 ①各児童クラブ | 受付時間 14時～17時30分

②市役所子育て支援課、八坂支所、美麻支所 | 受付時間 9時～17時15分

利用料 月額1,000円（登録2人目以降・ひとり親世帯 月額500円）

（延長利用する場合は別途料金がかかります。）

毎月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に前月分を口座振替にて徴収します。

※初めて利用する方は、利用決定後、コドモンアプリ内で支払口座の登録をしてください。

申請書 各申請窓口でお受け取り下さい。

※市ホームページからダウンロードできます。

大町市ホームページ > メニュー>

キーワードから探す> 児童クラブ

検索



市ホームページ

添付書類 「就労証明書」 ご家族全員分（保護者及び同居している65歳未満の方）

※必ず利用申請書と一緒に提出してください。

※自営業・農業等の方は、ご自身を証明者として記載してください。

また、確定申告書の写しも提出してください。

※申請書類がすべて揃っていない場合は、申請を受け付けることができません。

※申請内容が事実と異なることが判明した場合は、入所を許可できません。

また、入所決定後に入所を取り消すことがあります。

※就労等により保護者が不在となるご家庭以外で、介護等やむを得ない事情で児童クラブの利用をご希望される方は、子育て支援課までご相談ください。

※きょうだい関係で下の子が保育園（認定こども園含む）を利用または申込みをする場合も就労証明書等の提出が必要です。

【就労が証明できる書類の例】

区 分	証 明 の 内 容
会社員、パート等の方	就労証明書 ※勤務先へ記入を依頼してください。 （任意の様式でも可能としますが、最低限始業時間及び就業時間並びに勤務時間、勤務日数のわかるものを用意してください。）
農業・自営業の方	就労証明書 + 確定申告書の写し ※確定申告書に専従者である等、事業に従事していることが確認できる記載が必要です。

■土曜日利用申請について

土曜日利用登録を希望する場合は、入所申請書と共に「土曜日利用申請書」を提出してください。

申請受付 入所申請受付期間と同じ

申請窓口 入所申請受付窓口と同じ（入所申請書と共に提出してください。）

利用場所 北部小児童クラブ【分室】（児童センター内）1か所で集約

利用料 月額利用料金に含む

■延長利用申請について

延長利用登録を希望する場合は、入所申請書と共に「延長利用申請書」（様式第3号）を提出してください。

申請受付 入所申請受付期間と同じ

申請窓口 入所申請受付窓口と同じ（入所申請書と共に提出してください。）

利用可能日時 学校休業日（夏休みや振替休業日等）および土曜日
7時30分～8時（30分間）

※土曜日にも利用する場合は、別途「土曜日利用申請書」の提出が必要です。

利用料 100円/人・回（登録2人目以降・ひとり親世帯 50円/人・回）
※延長利用登録をしていない方、または延長利用の登録が不可となった方で延長利用する場合は、200円/人・回
（延長利用する前日の17時までに児童クラブへ連絡してください）

利用可能場所 ・北部小児童クラブ
・北部小児童クラブ（分室）
・南部小児童クラブ

※八坂児童クラブ・美麻児童クラブでは延長利用はできません。

■利用申込みの流れについて

申込みから利用までの流れは次のとおりです。



新規利用希望者は児童クラブの見学も可能です。

初めて利用する方は、利用決定通知書到着後、利用開始前までに必ず「コドモン」保護者アプリを登録（口座登録含む）してください。

令和9年度の児童クラブ開始日は、4月1日（木）8時からです。入所決定通知書に記載された場所（各児童クラブ）での利用になります。（新1年生も利用可能です。）

■注意事項

次の注意事項を必ずご一読ください。

- 随時申請を受付けることも可能ですが、希望の利用日から入所できない場合があります。なるべく受付期間内に申請をお願いいたします。
年度途中入所の場合は、利用開始希望日の2週間前までに申請をお願いいたします。
- 申請後に勤務先や就労条件等が変更となった場合は、変更後の就労証明書等を必ず提出してください。申請内容の確認のため、審査期間内に申請者や勤務先へお問合せさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 北部小学校区における児童クラブ利用場所について、申し込み状況や利用形態によりご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
- **次に該当するときは、入所を制限又は取り消しさせていただきます。**
 - (1) 保護者の方が就労していないなど、規定する要件を欠いたとき。
 - (2) 児童の疾病その他の事由により、集団生活に適さないと認められたとき。
 - (3) 児童クラブの管理運営上支障があると認められたとき。
 - (4) 利用料金等を滞納したとき。
- 児童の集団生活における状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。

上記以外にも各クラブでの決まり事などがありますので、心配な事やご不明な点がありましたら、各クラブ支援員または子育て支援課までご連絡ください。

大町市民生部子育て支援課子育て支援係
TEL：0261-22-0420（内線 685・686）